

論点等説明シート

事業名	健康増進事業(健康相談等)					
予算の状況 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求
	予算額(補正後)	267	243	403	404	/
	執行額	488	455	423	/	/
	執行率	183%	187%	105%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

国民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療をはかるとともに、住民の健康増進に資することを目的として、市町村は健康増進法第17条の規定に基づく事業を実施しており、国は健康増進法第8条第4項の規定に基づき、都道府県が市町村に補助した経費及び指定都市が実施した事業に要する経費の一部を補助する。

【健康増進法第17条の規定に基づく事業】

①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④機能訓練⑤訪問指導

【負担割合】

- ・国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
- ・国1/3、政令指定都市2/3

(論点)

当該事業については、平成20年に健康増進法に位置づけられる以前から老人保健法に基づき昭和57年から同様の事業を継続して実施している事業である。

事業の目的でもある、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を図り、より多くの住民の健康増進に資するため以下の論点を踏まえ、事業の統廃合や重点化など適切な実施内容・実施方法の在り方について見直しを行うべきでないか。

○成果目標の達成に向けて当該事業の有用性がわかりにくいことから、成果がわかりやすい目標を設定し、達成に向けた事業内容を検討すべきではないか。

○単位当たりコストからほぼ全ての市町村が事業を実施していると推察され、また執行率も良い状況であるが、限られた予算の中で多くのメニューを実施していくのではなく、必要性の高い事業への重点化を図るなど事業内容の見直しや補助対象経費を見直すなど実施方法の改善を図ることで、予算の効率的な執行を行っていくべきではないか。

参考: 事業実施自治体数(市町村)

25年度	26年度	27年度
1734	1734	1734